

1 丁		法務省本籍				出生年月日		昭和三七年七月九日		氏名	
年	月	日	事項		旧氏名	序名		姓		姓	
			出生地	現住所		出生地	現住所	姓	名	姓	名
七	五	三	二	一	平成元	六〇	三	中央大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	うね もと なおみ
四	四	四	四	一	二八	一一〇	三	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	最高裁判所	敏 本 直 美
一	一	一	一	（平成元年法務省令第四四号による）	五	一一一	一	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	名古屋地方検察庁検事に配置換する	法務省	（平成元年法務省令第四四号による）
				名古屋地方検察庁豊橋支部勤務を命ずる	かねて名古屋地方検察庁新城支部勤務を命ずる			名古屋地方検察庁新城支部勤務を免ぜられた	浦和地方検察庁検事に配置換する		東京地方検察庁検事に配置換する

2 丁	法務省									年 月 日	事 項	敵 本 直 美
	平成 八	九	一七	法務事務官（法務省民事局付）に併任する	法務省人権擁護局付に併任する	法務省	法 務 省	法 務 省	法 務 省			
一九	一八	一九	一七	一六	三	二六	司法研修所教官に充てることを解く	最高裁判所	最高裁判所	一一	法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）に併任する	法務省
一八	一七	一八	一〇	九	八	六	法務大臣秘書官事務取扱を命ずる	法務省	法務省	一一	法務大臣秘書官事務取扱を免ずる	法務省
三	三一	三二	二八	三一	二七	二七	法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）の併任を解除する	最高裁判所	最高裁判所	二八	法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）の併任を解除する	法務省
							退職手当は支給しない	法務省	法務省		法務省大臣官房司法法制部参事官に充てる	法務省
							辞職を承認する					

3 丁		法務省		年 月 日	事 項	勘 本 直 美 名
		平成一九	四			
		二〇	八	一	日本司法支援センター本部総務部サービス推進室長に併任する	日本司法支援センター
		二一	一	一	日本司法支援センター本部総務部サービス推進室長の併任を解除する	日本司法支援センター
		二二	四	一	辞職を承認する	
					退職手当は支給しない	
					(職員退職手当規程第一一条第三項)	
				五	検事一級(東京高等検察庁検事)に任命する	
					法務省人権擁護局総務課長に充てる	
					かねて法務総合研究所教官に充てる	
				二四	法務省刑事局公安課長に充てる	
				一二	法務総合研究所教官に充てることを解く	
				二一	東京地方検察庁検事に配置換する	
				九	東京地方検察庁総務部長を命ずる	
		二六	一	東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる	東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる	東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
					立川区検察庁検事に併任する	立川区検察庁検事に併任する

法務省				年	月	日	事項	法務省	本直美
平成二七	一 二三			立川区検察庁上席検察官を命ずる	東京地方検察庁総務部長を免ずる				
令和元	七 一六			最高検察庁検事に配置換する	法務省保護局長に充てる				
二八	六 一七八			最高検察庁監察指導部長を命ずる	法務省保護局長に充てることを解く				
三一	一 一八			最高検察庁総務部長を命ずる	最高検察庁公文書監理官を命ずる				
二九	二三			かねて最高検察庁監察指導部長を免ずる	かねて最高検察庁公判部長を命ずる				
二五	二二			かねて最高検察庁公判部長を命ずる	最高検察庁公判部長を命ずる				
二九	二二			最高検察庁公判部長を命ずる	最高検察庁総務部長を免ずる				
二九	二二			最高検察庁公文書監理官を免ずる	最高検察庁公文書監理官を免ずる				